

見附市告示第 29 号

住居表示を実施する区域及び期日等について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づき、住居表示を実施する区域及び期日等を次のとおり定めたので、同法第 3 条第 3 項の規定により告示する。

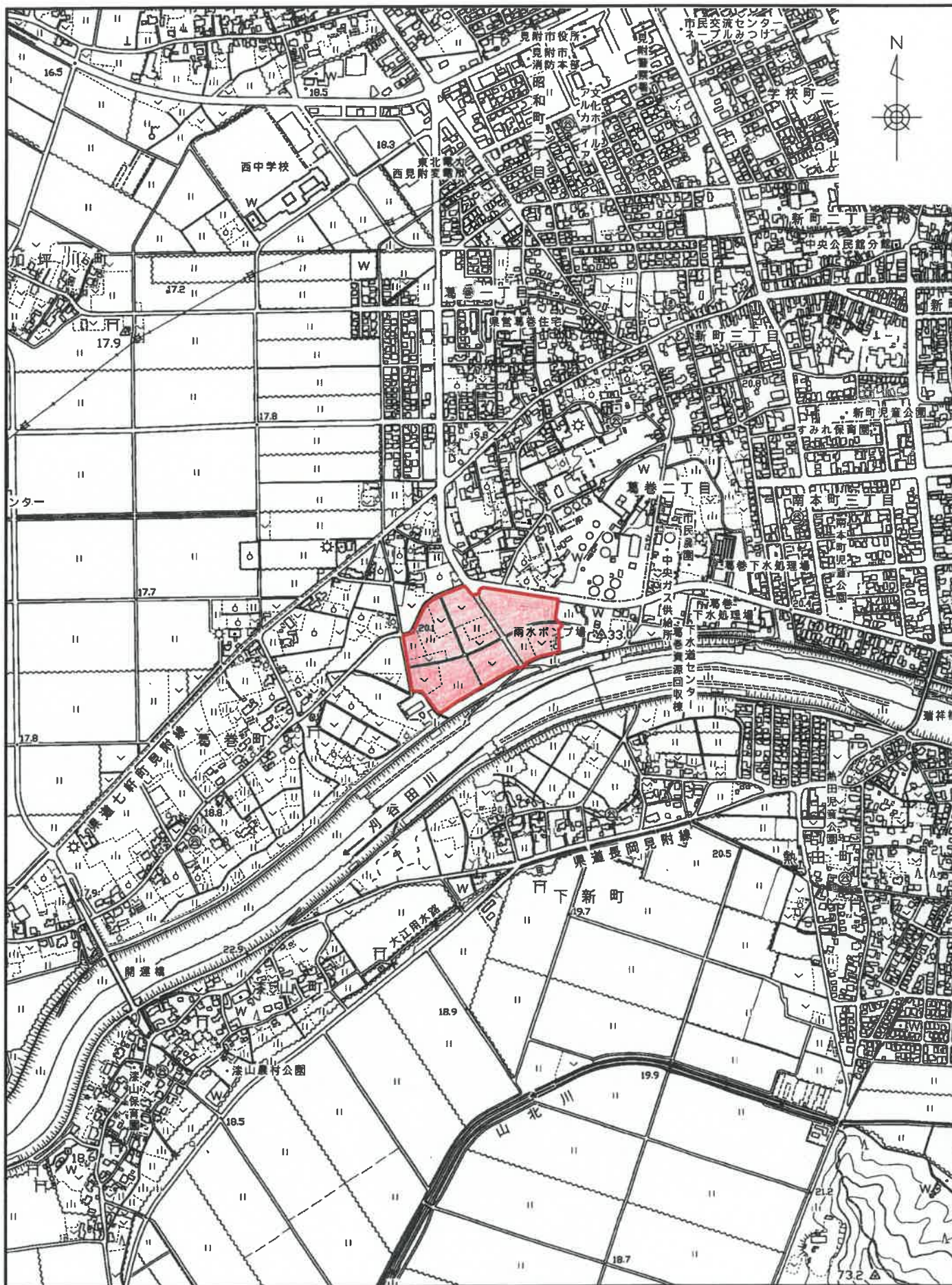
平成 30 年 3 月 26 日

見附市長 久住時男

1. 住居表示を実施する区域
別図 1 のとおり

新 町 名	実 施 前 町 名
葛巻三丁目	葛巻町の一部、 葛巻二丁目の一部、 下新町の一部

2. 住居表示の実施期日 平成 30 年 4 月 1 日
3. 住居表示の方法 街区方式
4. 街区符号 別図 2 のとおり



葛巻三丁目街区位置図

縮尺1 : 2,500

別図 2

